

**R 5 ・ 6 年度佐賀県建設工事等
入札参加資格制度について
～ 評定要領の策定の検討（案）～**

建設業者説明会

8月20日 武雄会場

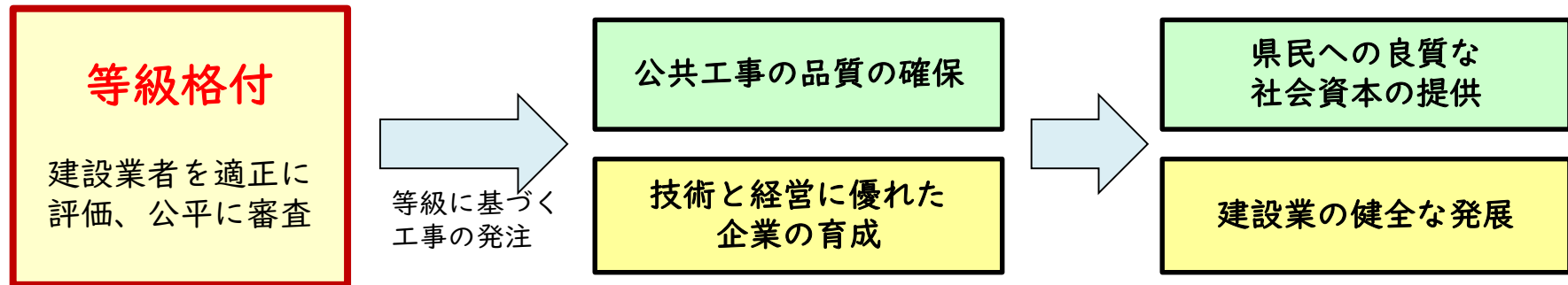
9月2日 佐賀会場

佐賀県 建設・技術課

入札参加資格審査（等級格付）の概要

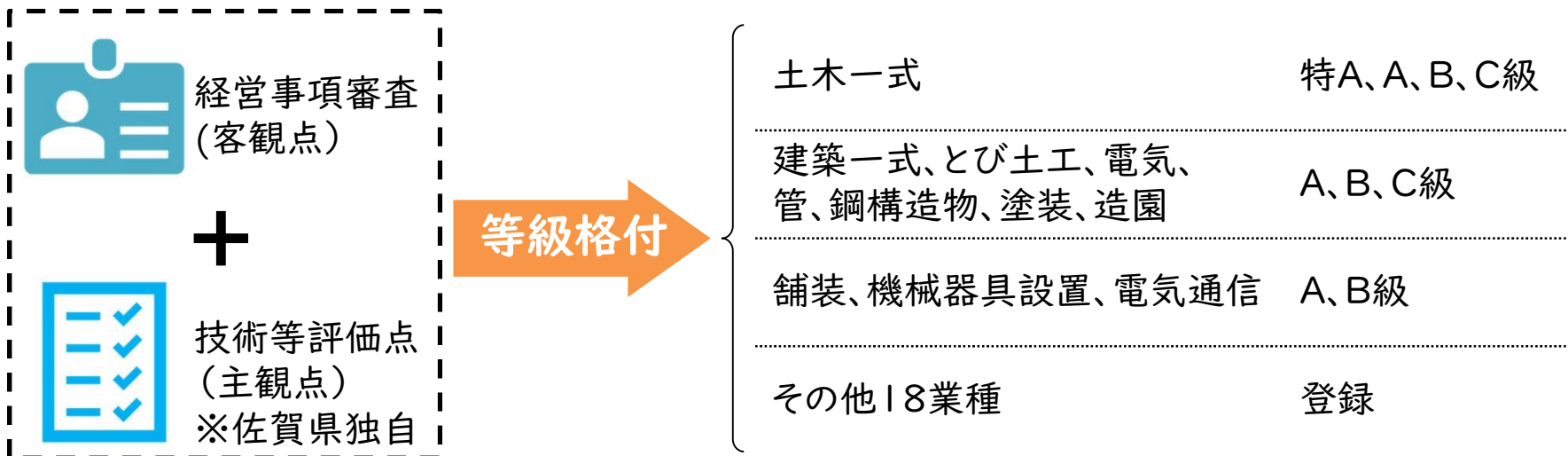
○等級格付とは

- ・発注規模に応じて、技術力・経営力を有する適正な業者を選定できるよう、事前に審査したうえで登録し、ランク分け（A級、B級など）する仕組み。
- ・入札参加資格は2年間有効であり、2年毎に資格審査（等級格付）を実施



○等級格付けの方法

- ・全国共通の経営事項審査（客観点）と県独自の技術等評価点（主観点）の合計により等級格付け





経営事項審査（客観点）の内容

区分	評価内容
経営規模	年間平均完成工事高（工事種別）、自己資本額など
経営状況	企業の財務状況（利益率、自己資本比率、利益剰余金など）
技術力	技術職員数、年間平均元請完成工事高（工事種別）
その他（社会性等）	労働福祉の状況、建設業の営業年数、防災活動への貢献の状況、知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況など

- ・ 経営事項審査の評価項目、配点等は国が全国共通に定めたもの。



技術等評価点（主観点）の内容

区分	評価の目的・対象	評価内容
技術的要素	公共工事の品質確保を図るため、建設業者の技術力を評価	県工事の施工成績、優良工事に対する知事表彰等の表彰実績、施工管理に関する技術力及び資質の向上のための継続学習実績（CPDS、CPD）等
県の重点施策への取組	建設業を取り巻く課題の解決につながるような事項について、県の重点施策への取組状況を評価	女性の活躍推進や子育て支援、環境、障害者や若年者の雇用等について企業の取組を評価
その他		行政処分等

R3・4年度評価項目（主観点）

	項目 (R3・4年度)	概要
技術的要素	工事施工成績	工事の施工成績を評価
	優良施工知事表彰等	優良建設工事の知事表彰、県土整備部長表彰等を評価
	技能士等	技能士の配置を評価
	継続学習（CPDS、CPD）	技術者の継続学習を評価
	建設業労働災害防止協会活動	建設業労働災害防止協会での活動を評価
県の重点施策	女性の活躍推進及び子育て 応援 拡充予定	女性の活躍推進会議、子育て応援宣言事業所、「出会い結婚応援企業」に登録し、取組を実施した場合に加点
	若年者雇用	若年者（30歳未満）雇用を評価し、基準日までの2年間に卒業した県内出身の新卒者を雇用した場合はさらに加点。 ※産業技術学院新規卒業生は32歳未満も加点対象
	エコアクション21認証取得	エコアクション21の認証・登録を評価
	障害者雇用	障害者の雇用を評価、法定雇用率未達成の場合は減点
	不当要求防止責任者の選任	不当要求防止責任者を選任し、講習を受講した場合に加点
	健康増進の取組	健康企業宣言を行い、「宣言証」のを受けた場合加点。また、優良企業として認定され、「認定証」の交付を受けた場合さらに加点。
	行政処分等	営業停止、指名停止、警告、指導等を受けた場合は減点

R5・6の評価項目（主観点）の見直し（案）

○女性の活躍推進、子育て応援、出会い結婚応援（拡充）

	現行	改正案
項目	<p>変更点 ○加点条件 ○加点方法</p> <p>女性の活躍推進、子育て応援、出会い結婚応援 (1)「女性の活躍推進佐賀県会議」に会員登録し宣言を行い内容を実施した場合</p>	<p>「女性の活躍推進佐賀県会議」に会員登録し宣言を行い内容を実施した場合 又は「えるぼし」認定を受けた場合</p> <p style="text-align: right;">2点</p>
	<p>(2)「さが子育て応援宣言事業所」として登録し、宣言内容を実施した場合</p>	<p>「さが子育て応援宣言事業所」として登録し、宣言内容を実施した場合 又は「くるみん」認定を受けた場合</p> <p style="text-align: right;">2点</p>
	<p>(3)「出会い結婚応援企業」として「登録証」の交付を受けた場合</p> <p style="text-align: center;">3項目のうち一つ以上該当したとき3点加点</p>	<p>「出会い結婚応援企業」として「登録証」の交付を受け、研修を受講した場合</p> <p style="text-align: right;">2点</p>
点数	最大3点	最大6点

R 5・6 の評価項目（主観点）の見直し

「えるぼし」「くるみん」とは厚生労働省の認定制度のことです。

「えるぼし」・・・職業生活において、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するためことを目的とする。行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定される。

詳しくは、厚生労働省のホームページを参照してください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

「くるみん」・・・行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、必要書類を添えて申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみんマークの認定）を受けることができる。

詳しくは、厚生労働省のホームページを参照してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

【参考】入札参加資格審査（等級格付）のスケジュール

